

今回は、りすシステムで行っている生前契約の仕組みを説明したい。

契約は、次の3段階に分けて自分の生き方を考えてもらい、いつ、何をするか決める。①入院・老人ホーム入居時の身元保証のような生前サービス②痴呆で判断能力が低下した場合の介

7カ所で活動している。医師・弁護士・公認会計士のような専門職ではないが、家族の代わりのような役割をする。上品な言葉ではないが「手配師」と考えてほしい。事が起これば家族に代わって必要なとき必要な人材に手配する。

費用は二つに分けて考え

## 人生 締めくくりに

自分らしく最期

松島 知成

⑧

護契約など任意後見③死亡届や葬儀など死後の事務。契約の内容は人によって異なるが、りすシステムの人的、財政的能力の限界から契約時にお断りすることもある。

スタッフは何人いるのか、と聞かれることもある。契約時の相談にのったり、死亡届を出すなど実務を行うアドバイザーのほか、葬儀の相談にのる葬送支援相談員として、約50人が全国

でもらっている。

一つは、組織の運営やスタッフの人的費にかかる費

## りすシステムとは？

用。入会金5万円のほか、具体的な仕事でアドバイザーが動いたら1日1万5000円。その他、各種保証などを引き受けるときの事務費に1件3000円から5000円。また交通費実費も負担していた。

契約の性質上、長期間安定して非営利の組織が維持・運営されないとけないので、入院の身元保証など生前のサービスが実際に始まるときに、原則10万円、死後の事務を契約した人も、遺言書などを通じて本人の死後に5万円の維持会費を払ってもらうようにしている。

他方、利用者自身の買物、医療・介護費用の支払いなど、本人が生活する上で必要なお金の出し入れもある。

本人が死ぬなど意思の確認ができないときのお金の支払いについては、銀行に預ける、遺言書に書くなど、契約者の自由だが、選択肢の一つとして、りすシステムとは別の非営利組織である「日本生前契約等決済機構」に預けておく方法も用意している。

生命保険の死亡保険金などが「決済機構」に払われるようにしておいてもらい、契約とおり仕事が行われたかどうか、「決済機構」が本人に代わって確認してからりすシステムに支払う仕組みだ。生前のサービスは最低20万円くらい、死後の事務は50万円程度を自安に準備してもらい、死後に精算している。

生前契約の書類。自分の生活や生き方を3段階で考え契約内容を決める

